

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会の 会費に関する規則

規則第2号
2012年5月18日制定

(目的)

第1条 この規則は、札幌市介護支援専門員連絡協議会（以下「本会」という。）定款第8条の規定に基づき、本会の会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本会の正会員及び賛助会員の入会金は、1,000円とする。

(会費)

第2条 本会の正会員の会費は、年4,000円とする。

2. 途中入会者であっても、前項の会費とする。

3. 一旦納入された年会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

(賛助会費)

第3条 本会の定款第5条第1項第2号に規定する賛助会員の会費は、法人の場合は年間1口10,000円、個人の場合は年間1口4,000円とし、各々1口以上の賛助会費を必要とするものとする。

2. 一旦納入された賛助会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、本会の会費等に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第5条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、2012年5月18日から施行する。